

県北広域振興局長告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成27年2月10日

県北広域振興局長 高橋 信

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 野田長内線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
久慈市長内町第47地割7番地先から30番76地先まで	新	m 13.9~10.1	m 59.3
	旧	11.3~6.8	59.3

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県北広域振興局土木部
- (2) 期間 平成27年2月10日から同年3月10日まで